

重要事項説明書

(介護保険)

氏名：様

事業所：訪問看護ステーション はなえみ

予防指定介護訪問看護・指定介護訪問看護 重要事項説明書

<令和5年12月1日現在>

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている（予防）指定介護訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	合同会社 flomile（フローマイル）
代 表 者 名	植村 瞳
所在地・連絡先	（所在地） 京都府城陽市市辺五島 31 番地の 4 （電話）080-5328-7613 （FAX）0774-56-2974

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション はなえみ
所在地・連絡先	（所在地） 京都府城陽市平川山道 21-1 ケイズガーデン山道 102 （電話）0774-54-4000 （FAX）0774-54-4005
事業所番号	2662890132
管理者の氏名	植村 瞳

（2）事業所の職員体制

管理者	看護師・保健師 植村 瞳
-----	--------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名

看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 5 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 3名 非常勤 1名
看護職員（看護師・准看護師）	1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	常勤 3名 非常勤 1名
理学療法士等	1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	常勤 1名 非常勤 1名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名 非常勤 0名

（３）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	城陽市、宇治市（東笠取地区・西笠取地区・二尾地区・炭山地区・池尾地区を除く）、京田辺市、久御山町、八幡市（橋本地区除く）
------------	--

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（４）営業日・営業時間等

営業日	平 日	土曜日・日曜日・祝日
営業時間	8：45～17：45	8：45～17：45

※年末年始（12月29日から1月3日）は緊急対応のみとさせていただきます

サービス提供日	月曜日から日曜日までとする
サービス提供時間	00：00～23：59

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も

行っています

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 <u>具体的な訪問看護の内容</u> 1 看護介護行為（利用者に対して） ・バイタルチェック ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴等） ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など） 2 医療的処置行為 ・創傷及び褥瘡処置 ・人工肛門・人工膀胱管理ケア ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア ・在宅酸素療法管理ケア ・在宅人工呼吸器管理ケア ・喀痰の吸引・管理 ・点滴 ・排泄管理ケア（浣腸・摘便） 3 リハビリ援助行為 ・拘縮予防 ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど） 4 介護者に対して ・介護の方法指導 ・介護福祉など社会資源の紹介 ・褥瘡予防・リハビリの方法 ・食事指導（介助の工夫・方法など） ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫 ・感染症に対する対応方法など ・介護者の健康相談・助言

- 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画・介護訪問看護計画）の作成及び評価等
担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画・介護サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画・介護訪問看護計画）を作成します。
また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【要介護の方】（地域区分 6級地 1単位：10.42円）

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼 間 （ 8 時 ～ 1 8 時 ）					
2 0 分 未 満 (314 単位)	看護師による場合	3,271 円	327 円	654 円	981 円
3 0 分 未 満 (471 単位)	看護師による場合	4,907 円	490 円	980 円	1,470 円
3 0 分 以 上 (823 単位) 1 時 間 未 満	看護師による場合	8,575 円	857 円	1714 円	2571 円
1 時 間 以 上 (1,128 単位) 1 時 間 3 0 分 未 満	看護師による場合	11,753 円	1,175 円	2,350 円	3,525 円
早 朝 （ 6 時 ～ 8 時 ） 、 夜 間 （ 1 8 時 ～ 2 2 時 ） 2 5 % 加 算					
深 夜 （ 2 2 時 ～ 6 時 ） 5 0 % 加 算					

【要支援の方】（地域区分 6級地 1単位：10.42円）

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼 間 （ 8 時 ～ 1 8 時 ）					
2 0 分 未満 (303 単位)	看護師による場合	3,157 円	315 円	630 円	945 円
3 0 分 未満 (451 単位)	看護師による場合	4,699 円	469 円	938 円	1,407 円
3 0 分 以上 (794 単位) 1 時間 未満	看護師による場合	8,273 円	827 円	1,654 円	2,481 円
1 時間 以上 (1,090 単位) 1 時間 3 0 分未満	看護師による場合	1,1357 円	1,135 円	2,270 円	3,405 円
早朝（ 6 時 ～ 8 時 ） 、 夜間（ 1 8 時 ～ 2 2 時 ） 2 5 %加算					
深 夜 （ 2 2 時 ～ 6 時 ） 5 0 %加算					

【理学療法士等による訪問の場合】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間 20分 (294 単位)	3,063 円	306 円	611 円	916 円

【各種加算】

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護 加算 (600 単位)	6,252 円	625 円	1250 円	1875 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500 単位)	5,105 円	521 円	1042 円	1563 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250 単位)	2,552 円	261 円	521 円	782 円	
初回加算 (300 単位)	3,063 円	313 円	626 円	938 円	初回のみ、1 回につき
退院時共同指導 加算 (600 単位)	6,126 円	626 円	1251 円	1,876 円	1 回につき
複数名訪問看護 加算(Ⅰ) (254 単位) (402 単位)	2,593 円	254 円	530 円	795 円	1 回につき(30 分未満)
	4,104 円	419 円	838 円	1,257 円	1 回につき(30 分以上)
複数名訪問看護 加算(Ⅱ) (201 単位) (317 単位)	2,052 円	210 円	419 円	629 円	1 回につき(30 分未満)
	3,236 円	331 円	661 円	991 円	1 回につき(30 分以上)
長時間訪問看護 加算 (300 単位)	3,063 円	313 円	626 円	938 円	1 回につき
ターミナルケア 加算 (2,000 単位)	20,420 円	2,084 円	4,168 円	6,252 円	1 回につき

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における 1 月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合は

上記金額の 85/100 となります。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

真皮を超える褥瘡の状態

点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ 初回加算は新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定す

る場合は算定しません。

- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、2 人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に介護予防訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た介護予防訪問看護事業所が、利用者に対して、介護予防訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

5 その他の費用について

■交通費

交通費は無料です。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、駐車場等の費用は、利用者様の負担となります。

■死後のご遺体のお世話

在宅でのお看取り後、洗髪・清拭・着替え・エンゼルメイクをご家族と相談しながら行います

一回につき **15,000** 円請求いたします。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の当日 8 時までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日 8 時までに連絡がなかった場合	自己負担分の 100%を請求いたします

6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

毎月、前月分を10日までに請求します。支払方法を選択していただき選択した方法で25日までにお支払い下さい。

①現金支払い ②銀行振込（振込手数料はご利用者様負担となります） ③口座振替

京都信用金庫 城陽支店
普通預金口座（口座番号：3024993）
口座名義：合同会社 flomile

※ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3か月以上遅延し、さらに支払いの督促から1か月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります

7 事業所の特色等

（1）事業の目的

実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（2）運営方針

- 1) 利用者の生活機能を総合的にアセスメントし、看護ニーズをとらえ看護過程を展開する。
- 2) 利用者の状況を的確に判断し、医師と密に連携し医師の指示に基づき利用者の安全性を保障した医療・看護を提供する。
- 3) 在宅療養時の緊急事態に対する方法を利用者に事前に理解してもらい、医師との連絡のもとに効果的で迅速な対応を行う。
- 4) 職員は自己研鑽に努め、常に在宅看護の変革・向上を目指し研修等の参加を計る。
- 5) 地域におけるサービス提供機関として、医療・保健・福祉のケア会議等に主体的に参加し利用者のネットワークを確保する。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下記のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 植村 瞳 受付時間 8:45～17:45 連絡先 電話 0774-54-4000 FAX 0774-54-4005 面接（当事業所の相談室）
城陽市福祉保健部高齢介護課 高齢福祉係	受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号 0774-56-4031
宇治市健康長寿部時介護保険課	受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号 0774-22-3141
京田辺市役所健康福祉部介護保 険課	受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号 0774-64-1373
久御山町民生部住民福祉課 福祉介護係	受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号 075-631-9902
八幡市役所健康福祉部福祉事務 所 高齢介護課	受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号 075-983-5471
京都府国民健康保険団体連合 会	受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号 075-354-9090

9 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

10 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

11 個人情報の保護及び秘密の保持について

- 1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得るものとします。

12 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院 (診療所) 名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、医療保険のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日： 令和 年 月 日

【事業者】

(住所) 京都府城陽市平川山道 21-1 ケイズガーデン山道 102

(法人名) 合同会社 flomile
代表社員 植村 瞳 印

【事業所】

(住所) 京都府城陽市平川山道 21-1 ケイズガーデン山道 102

(事業所名) 訪問看護ステーション はなえみ
管理者 植村 瞳 印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け
個人情報の保護及びその内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日： 令和 年 月 日

【ご利用者】

(住所)

(氏名)

印

【代理人（署名・法定）】

(名前)